

## 広島県東広島庁舎食堂運営業務仕様書

- 1 食堂の営業日、営業時間及び業務内容等は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から1月3日）を除いた毎日とすること。また、営業時間は、午前9時から午後5時の間（ただし、午前11時30分から午後1時30分の間は必ず含むものとする。）で乙の申し出の時間とする。ただし、乙は必要に応じ甲の承認を得て臨時に変更することができる。
  - (2) 普通定食は必ず提供すること。
  - (3) 提供メニュー及び価格は、当庁舎食堂において提供する飲食物のメニュー及び価格を目安に協議の上、定める。
  - (4) 甲は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても補てんはしない。
  - (5) 乙は、食堂利用者から直接料金を徴収し、原材料その他の食堂運営に係る経費の支払いを行う。（次の（6）に掲げる事項を除く。）
  - (6) 原則として、行政財産の使用料及び光熱水費の負担は求めない。
  - (7) 提供メニューや提供価格の変更に伴う券売機の設定変更は乙が行うこと。
  - (8) 通常必要とされる消耗品及び乙が持込みを行った備品（調理器具、ドリンクメニュー用自動販売機など）については、乙の負担において整備・更新・撤去することとし、その他の備品については委託者の負担において整備・更新・修繕する。現在ある什器については使用可とする。
- 2 乙は、食堂の衛生保持のため、次の事項を守ること。
  - (1) 食堂内を常に清潔に保ち、飲食材料が、はえ、ねずみ、ゴキブリ等により汚染されることのないよう留意すること。
  - (2) 食器類は、使用の都度、熱湯による消毒を行うこと。
  - (3) 炊事人には、呼吸器系疾患、皮膚病その他の感染症等の罹病者若しくはその疑いのある者を就業させないこと。
  - (4) 炊事人には、年1回以上の健康診断と月1回以上の検便を受けさせ、その結果を甲に報告すること。なお、これに要する経費は乙の負担とする。
  - (5) 炊事人には、清潔な制服を着用させ、作業の前後に必ず手を消毒させること。
  - (6) 残飯、残菜その他の汚物は遅滞なく処理し、みだりに放置しないこと。
  - (7) 食中毒の防止については、食品衛生関係法令を遵守すること。
- 3 乙は、火災が発生することのないよう火気について細心の注意を払うこと。
- 4 乙は、健康の保持・増進に役立つ情報を食堂利用者に提供するとともにアンケートなどの手法により食堂利用者の意見を随時把握し、その結果を踏まえた業務改善に努めること。  
また、乙は、甲が設ける食堂利用者等との意見交換会に出席し、食堂運営の改善対策について意見を述べること。
- 5 乙は、委託業務の実施に関する収支の状況を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し所定の期間（3年間）保存すること。
- 6 契約期間の終了時又は中途において受注者の変更がある場合は、後任受注者が業務に支障をきたさないように受注者に十分な引継を行わなければならない。